

議案第20号

市道西谷坂元線道路改良事業の施行に関する基本協定の締結について

市道西谷坂元線道路改良事業の施行に関する基本協定について、次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村和平

記

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 件名 | 市道西谷坂元線道路改良事業の施行に関する基本協定 |
| 2 施行場所 | 加西市窪田町内 |
| 3 施行期間 | 協定締結日から平成28年3月31日まで |
| 4 協定金額 | 591,840,000円 |
| 5 協定方法 | 随意契約 |
| 6 協定の相手方 | 西日本高速道路株式会社 関西支社 |
| 7 協定概要 | 圧入工法による歩道用ボックスカルバートの施工 |

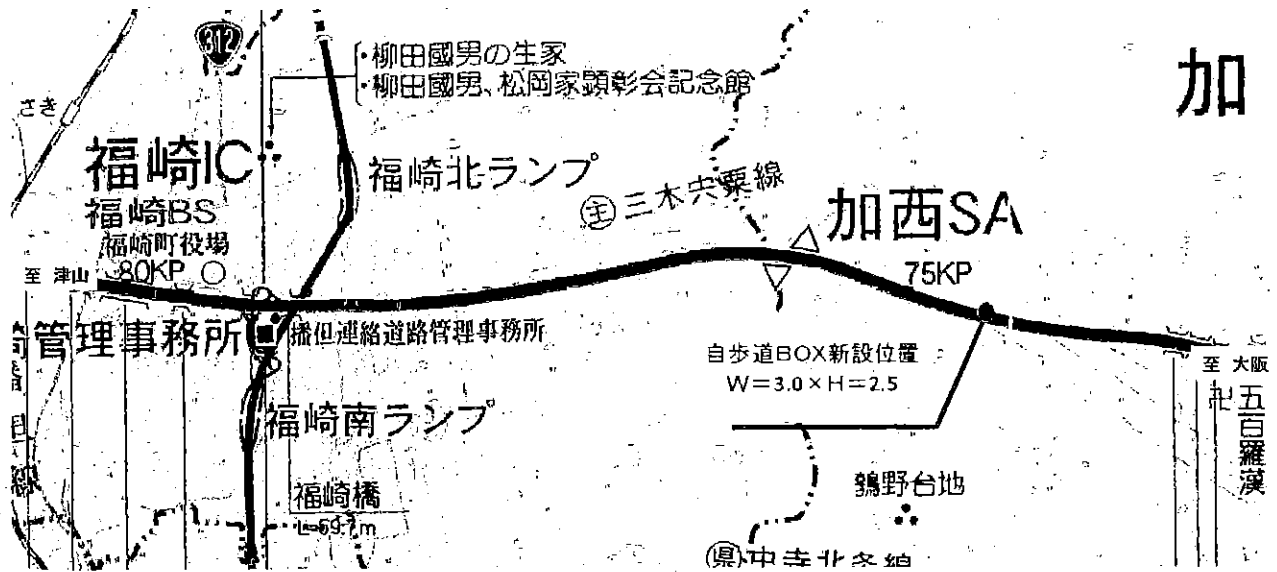
(審議資料)

市道西谷坂元線道路改良工事において、窪田町地内の中国自動車道下に予定している歩道用ボックスカルバートの新設を行うため、西日本高速道路(株)関西支社へ工事を委託し実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和42年加西市条例第63号)第2条の規定により、議決を求めるもの。(後掲の別図参照)

加西市自歩道C-BOX概要

別図第1号

●位置図



●平面図

